

平成31年第1回京丹波町議会定例会（第4号）

平成31年 3月22日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第44号 公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 同意第 1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について
- 第 5 同意第 2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 議案第 4号 京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会設置条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 7号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 8号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 9号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第10号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第12号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算

- 第 1 9 議案第 1 6 号 平成 3 1 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 0 議案第 1 7 号 平成 3 1 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 1 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 2 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 3 3 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度京丹波町水道事業会計予算
- 第 3 4 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度京丹波町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 3 5 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 6 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 7 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 8 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 9 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 0 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 1 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 2 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 3 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 4 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 5 議案第 4 2 号 平成 3 0 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 6 議案第 4 3 号 平成 3 0 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 3 号）

第47 発委第 1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第48 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- |     |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番  | 岩 | 田 | 恵 | 一 | 君 |   |
| 2番  | 野 | 口 | 正 | 利 | 君 |   |
| 3番  | 坂 | 本 | 美 | 智 | 代 | 君 |
| 4番  | 東 |   | ま | さ | 子 | 君 |
| 5番  | 村 | 山 | 良 | 夫 | 君 |   |
| 6番  | 谷 | 山 | 眞 | 智 | 子 | 君 |
| 7番  | 西 | 山 | 芳 | 明 | 君 |   |
| 8番  | 隅 | 山 | 卓 | 夫 | 君 |   |
| 9番  | 森 | 田 | 幸 | 子 | 君 |   |
| 10番 | 山 | 田 |   | 均 | 君 |   |
| 11番 | 山 | 下 | 靖 | 夫 | 君 |   |
| 12番 | 谷 | 口 | 勝 | 已 | 君 |   |
| 13番 | 北 | 尾 |   | 潤 | 君 |   |
| 14番 | 梅 | 原 | 好 | 範 | 君 |   |
| 15番 | 鈴 | 木 | 利 | 明 | 君 |   |
| 16番 | 篠 | 塚 | 信 | 太 | 郎 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- |   |   |   |  |   |   |   |   |   |
|---|---|---|--|---|---|---|---|---|
| 町 |   | 長 |  | 太 | 田 |   | 昇 | 君 |
| 副 | 町 | 長 |  | 谷 |   | 俊 | 明 | 君 |
| 参 |   | 事 |  | 伴 | 田 | 邦 | 雄 | 君 |
| 参 |   | 事 |  | 山 | 田 | 洋 | 之 | 君 |

総務課長	中尾達也君
監理課長	野村雅浩君
企画政策課長	木南哲也君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	大西義弘君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	中川豊君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	山内和浩君
上下水道課長	十倉隆英君
会計管理者	久木寿一君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	樹山静雄君
教育次長	堂本光浩君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田正則
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回京丹波町議会定例会を再開します。  
直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・谷山眞智子君、7番議員・西山芳明君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に各委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

3月19日に、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

本日、町長より議案の追加提出がありました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の皆様には大変ご苦労さまですが、よろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第44号 公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、議案第44号 公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町長の提案説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくこととなりました。

議員各位には、連日熱心にご審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、議案第44号 公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例の一部を

改正する条例の制定につきましては、公益的法人等に再任用職員の派遣を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

現行条例におきましては、公益的法人等へ職員を派遣する場合に、再任用職員は対象から除かれておりますが、公務に関して知識と経験を有する再任用職員につきましても、公益的法人等への派遣が可能となるよう改正を行うものであります。

なお、本議案の提出につきまして、事務調整の遅れから最終日をお願いすることになり、まことに申しわけなく思っております。

今後におきましては、しっかりと対応をまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、議案第44号の説明といたします。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第44号 公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案説明にもありましたように、現行の条例におきましては、公益的法人等へ職員を派遣する場合に、再任用職員等については対象から除かれておりますが、公務に関しまして知識と経験を有する再任用職員につきましても、公益的法人等への派遣が可能となるように改正を行うものでございます。

改正します条文としましては、第2条第2項におきまして、派遣から除かれる職員を明記しておりますが、第1号において明記されております職員のうち、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項、もしくは第2項の規定により採用された職員、これを定年退職者等の再任用の条文を指しておりますけれども、これらを除く旨明記するものでございます。正規職員の確保が厳しい状況にある中で、公務に関しまして知識と経験を有する退職者を再任用職員として採用することにつきましては、有益であり公益的法人等への派遣につきましても、一般職員と同様に行うという考えでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第44号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上のとおりであります。

これより、議案第44号 公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回提案になっております公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正ということでございますが、条例改正でございます。町長の提案理由にもありますけども、事務的な関係でということでしたが、3月の定例会が開会されて、本来なら当然定例会の当初に提案をして、十分委員会等も含めて審議をして進めていくべきだと思うんですけども、なぜこういう状況になったのか。しかも該当する常任委員会でも何らそういう説明もなかったと。突然提案をされたということで、非常に戸惑っている部分もあるわけですが、その点についてどのような理由なのか、お尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、もう1点は、公益的法人等ということになっておりますが、町内の公益法人は数少ないわけですが、具体的に公益法人として、職員の派遣の対象となる法人は何団体でどこどこかということをはっきりと明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、本議案の提出が最終日になりましたことにつきましてですけども、まず、現在調整を行っておりました公益法人等でございますけれども、一般社団法人森の京都地域振興公社という法人でございます。その間、職員の派遣につきましても調整を行っておりまして、その行っているところで条例改正の必要が伴うということが確認をされましたので、最終日の議案の提出というふうになったものでございます。

この一般社団法人森の地域振興公社でございますけれども、森の京都地域、亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市の4市1町の連携とネットワークの強化を図って観光づくりとか都市農村交流の推進による交流人口の拡大、定住促進及び地域商社としての地域支援のブランド化を図り、森の京都全体の振興を図るという目的のもとに立ち上げられております法人でございます。そこの事務調整等の中で、派遣という要請も出てまいりまして今回の提案に至ったところでございます。

なお、本町が派遣を可能としております団体につきましては、今のところ和知ふるさと振興センターを規則のほうで明記しておりまして、それ以外については現在のところございません。今回、新たにこの一般社団法人森の京都地域振興公社につきまして派遣をするという形で調整しておりますので、規則のほうの改正も含めて整理をさせていただくところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております条例、また、それに伴う地方公務員法等を見ておきますと、派遣の期間とかそういう問題もあるわけでございますけれども、この場合には1年ごとに切り替えるということになるのか、期間を置いて何年ということになるのか、その点についても伺っておきたいというように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 基本といたしましては、1年ということでございますけれども、更新等も含めての今後調整となると思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今の見込みとしては、公益法人への派遣というのは何名を考えられておるのかということと。

今後、今説明がありましたように、森の京都の関係ということでございますけれども、町内の公益法人の派遣というものも視野に入っているのかどうかということも含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 派遣を予定しております人数につきましては、1名でございます。

なお、現段階におきましては、まだ町内の公益法人等を含めまして、派遣の見通しというものはございませんけれども、本条例を改正させていただきました後につきましては、派遣も可能ということになりますので、またそういう状況が参りましたら対応を考えていくものというふうに現在のところ思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第44号 公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案をされております一部改正は、公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関して、再任用職員の派遣を可能にするため所要の改正を行うものとしております。そのことについて全く否定するものでありませんが、まず問題点としては、条例の一部改正を3月19日の



議会運営委員会に突如提案されたという点であります。

提案の理由は、再任用職員の派遣を可能にするためとなっておりますが、平成31年4月からこの制度を実施するためには、当然、公益法人との協議をはじめ事前の準備が行われ、その結果として再任用職員を派遣するとなったと考えられますが、3月の定例会の開会日に提案するのが提案者の行うべき責任であります。たとえ最終日に提案するにしても、該当の常任委員会での審議を予定議案として協議するなど、議会に対する対応が余りにもひど過ぎます。議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。議会としても、条例改正について内容も含め常任委員会で十分な審議を行うべきと考えます。こんな方法が簡単に行えるなら、議会の役割や責任が曖昧になってしまいます。一度あることは、二度、三度となります。議会の役割と責任が厳しく問われる点も指摘するものです。また、こうした議案提案のやり方はあってはならないことと厳しく指摘するものであります。

また、派遣する公益法人は多くありませんが、第三セクターへの派遣職員と同じように、職員の派遣はしっかりとした基準を設けて行うべきであります。さらに専門性などが必要な法人もあることから、職員派遣は慎重に行うべきです。町長の議案提案に対する政治姿勢を厳しく指摘して反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

議案第44号 公益的法人等への京丹波町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

本件及び次の同意第2号については、個人ごとに同意を得るのが本来の形ではありますが、案件ごとに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

これより同意第1号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

《日程第5、同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第5、同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任についてを採決します。

この表決は起立により行います。

同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

《日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第7、議案第4号 京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会設置条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第7、議案第4号 京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回提案になっておりますケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会の設置条例についてお尋ねしておきたいと思います。

設置目的が、情報通信環境の急速な変化を踏まえて中長期的な観点からケーブルテレビ事業の今後のあり方について審議するということになっておりますが、今の京丹波町のケーブルテレビのルールというのは、テレビの受信とインターネットというものをやっておるし、緊急の放送も行うということになっておるわけでございますけれども、具体的には、このケーブルテレビのいろんな課題というのは、特にここにもありますように、情報通信環境の急速な変化というのがあるわけでございますけれども、光ケーブルの中で、町内の旧瑞穂では宅内配線は同軸ということで非常にそういう課題もあるわけでございますけれども、中長期的な観点というのはそういうものを含めてかと思っておりますけれども、具体的にはどういう課題をこの審議会で議論していただくと、答申を出していただくということなのか、伺っておきたいと思っております。

また、そういう点では、非常に専門的な部分もあるわけでございますけれども、この10人以内の組織の中にそういう専門的な方も加えるというような考えはあるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 設置目的にも書いてありますように、本当に情報通信環境の急速な変化というのは皆さんもお感じなところでございますけれども、今後、町が直営で運営していく場合ですけれども、瑞穂地区のF T T H化の話は普段よく議会でも申し上げているとおりでございます、約10億円かかるなというふうに試算しております。

また、今後10年間でも、約30億円の投資が必要であるというふうに試算をしております、さらにはまだまだ情報通信技術の急速な進展というのもやはり予見されるところでございまして、将来にわたって住民ニーズに対応したサービス提供を維持するという部分において、審議会において審議いただきたいというふうな思いでございます。

それから、もう1点は、組織の中での学識経験者という部分、専門的な人とはというご質問だったと思いますけれども、今後、今回の条例をお認めいただけましたら、さらに検討を加えるんですけれども、やはり専門的な視点から助言を行っていただけるような人材は考えておりました、総務省による地域情報化アドバイザーの派遣制度等もありまして、そういったあたりにも声かけをさせていただいて、そういった地域の課題解決に精通した専門家に助言をいただきたいというふうな思いを持っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 委員会でも質疑がありましたが、個人的というか町民の課題について、今後、たくさんの情報を知っておられると思いますが、収集の方法とか対策はとられているのかどうかお聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 住民からの課題ということでございますけれども、やはりインターネットの速度が遅いという声は聞かせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） ネット関係でも質疑が出ておりましたが、再度、町民の個々にある課題なんかも収集して審議会を行っていただくことが大事ではないかと思うのですが、その点いかがですか。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 個々のご意見というのをまた議員の皆さんからも聞かせていただいておりますし、そういった声も審議会の中で申し上げていきたいなというふうに思っ

ております。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 何度も済みません。議員としても皆さんの意見を提出するというのも大事ですが、ホームページとかにもこういった苦情なんかも皆さんの声を収集していただけないか。また、そういったことも大事ではないかと思いますが、その点いかがですか。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 審議会に向けて住民様の声というのは本当にいろいろあると思います。インターネットのことが気になられる方もいらっしゃいますでしょうし、そういったことは気にならないけども、料金的なことが気になる方もいらっしゃいますでしょうし、そこはさまざまと思いますけども、そういったあたりも推察しながら進めていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 審議会での中身というのは中長期的な観点ということでございますけども、第6条の第4項にありますように、専門的な知識が必要というときには委員以外の者が出席して意見、説明を聞くということになっておるんですけども、一定の方向をこの審議会ですとということになりますと、例えば、今、瑞穂地区では、幹線は光ケーブルと、引き込みは同軸ということになりますと、光ケーブルが末端まで入っている地域と条件が非常に違うと思うんですね。そういう条件の中で今同じ料金になっておるわけでございますけども、同じ条件にするためにはどういう形、民間に行くというのか、行政サイドでやるというのか、その辺も一定出されてくると思うんですけども、どちらにしても答申が出されてからどういう方向に取り組んでいくかということになりますと、一定年数もかかるというように思うんですけども、そういう場合にこの審議会の中で今やっています料金ですね。ネットでしたら一律2,000円ということになっているんですけども、そういう条件が違うわけなので、そういうことも含めて審議会でも議論していただいて、その条件が揃うまでは料金の差をつけるとか、そんなことも審議会の中で議論されるのか。それは全く違うサイドの判断ということになるのか。その辺も審議会の中での全体的な議論の中でどういうことを考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 審議会の中では、表題のとおり、今後の京丹波町のケーブルテレビ事業のあり方ということになります。民間化を視野に入れた検討をしていただく予定

でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 私もちよっとわからないのでお聞きをいたします。

いろいろとケーブルテレビ事業であります。情報関係は今でも委託をして事業が実施されているところでもあります。今もありましたように、今度、民営化も含めてということですが、今の町内の状況というのは世帯が多く増えるという状況にもありませんし、減るというほうが予想されるわけですが、そういうところに民間が丸ごとこういう事業を引き受けてくれる見通しがあるのかどうか、今までのように技術的なところの部分は委託をしてやっていくという方向というのはどうなのか。それも含めて審議されるということだと思いますが、わからないのでお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 実は、今年度、平成30年度でございましたけども、本町のような公設公営でインターネットサービスをしている市町を視察もしまして、そこも私どもの町と同じような課題を持っていらっしゃるところを、民設民営化という形で進められたところを視察に行つてまいっております。そういった中で、本当に先ほどからも何回も出ておりますけども、情報通信の関係の技術進歩が非常に目まぐるしいところでございますので、そういったあたりをやはり専門の民間のほうにお任せするという方法も1つの案ということで、審議会のほうではご提言させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 1点だけお伺いします。

第2条で、今回この審議会を設けてそれぞれ調査及び審議をされますが、答申を受けるといことで、答申の日限り、この効力を失うということが書いてありますが、大体、期間としては、調査なり審議会というのはどのぐらいの予定を考慮されるのか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 今回の審議会のスケジュール的なご質問だと思っておりますけれども、回数としては、一応年度内に方針決定はぜひとも持っていきたいと思っておりますけれども、また次の年度の予算の関係もありますので目標としては年内に、今のところ予算的には3回の費用を見込んでいくというところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会設置条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第8、議案第5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと委員会でもお尋ねした経過もあるわけですが、今回、10月に予定をされております消費税増税に伴う関係条例の改正ということなんですけども、ここに資料もつけていただいておりますけども、非常にたくさん関係する部分があるわけですが、まだはっきり決まったわけですが、当初の3月に提案するというのはいかがなものかと。例えば6月とか9月にもあるわけですが、その点についてちょっと1点伺っておきたいというのと。具体的にこの消費税の増税の条例が適用されますと、どのぐらいの負担が増えてくるということなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の改正ですけれども、消費税の引き上げにつきましては、本年の10月1日ということで法律で明記をされておりますので、それに向けての条例改正を

行うということでございます。

それから、今回の改正によりまして、それぞれ引き上げられます使用料等の関係の影響します額でございますけれども、この40の条例改正によりまして、全体で1,640万円ぐらゐの増加を見込んでおります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 使用料関係とあわせて町としてはいろいろと公共事業でありましたり、消耗品でありましたり、いろいろと関係してくると思うんですが、特別会計、一般会計があるわけでありましたが、大体、こういう課税対象となる公共事業でありましたり消耗品というのは、反対に町としてどのぐらい見込んでおられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 予算執行側でございますけれども、申しわけございませんが、現段階で影響額というものを試算ができておりません。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案をされております条例の制定は、提案理由にあるように、平成31年10月1日から消費税率の引き上げが予定されている消費税率及び地方消費税率に伴う公の施設の使用料等について、関係条例の改正を行うものとなっております。消費税というのは、税金として最も逆進性の強いものであります。所得の少ない方ほど重くのしかかる税金であります。政府は安定した財源として消費税の重要性を言いますが、言いかえれば、どんなに景気が悪くても、暮らしが苦しくてもかかってくるのが消費税であります。1997年（平成9年）の消費税3%から5%に、2014年（平成26年）に8%増税で深刻な消費不況に陥り、回復していない経済状況で10%の増税は、経済にとって自殺行為になると多くの経済誌記者が指摘をしております。総務省の家計調査でも5年連続で家計消費がマイナスになっていきます。あわせて、所得も賃金も物価上昇を加えるとベースダウンが続いていることも明らかになっていきます。今、消費税増税を実行する経済状況にないことは明らかであります。夏の



参議院選挙でも大きな争点になります。こうした政治日程も含め、10月1日から消費税10%への増税は先送りや中止の可能性もあること。また、町としても公の施設の使用料等の消費税増税を見送るなど、十分な検討を行うことを指摘して反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

議案第5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第9、議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第7号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第10、議案第7号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） これまで時間外勤務というのは36協定でいろいろと使用者と組合が協定を結んでおられたところでありますが、今回の改正でこうした36協定などはどういうふうに変更になるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、条例改正を行いまして、具体的には規則のほうに明記をするわけでございますので、その内容につきまして改めて協議等は行うものというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、説明でもございましたけども、上限を決めるということで、働き方改革の中でそういう働き方についてのいろいろ方向も出されておるわけでございますけども、結果として上限を決めるということは、そこまで時間外が許されるということに逆に言えばなるわけでございますけども、非常にそういう点では労働に対する強化につながるという側面もあるのではないかとと思うんですけども、やはりこれまでの労働時間、1日8時間で48時間という労働基準法もあるわけでございますけども、そういう点からいいますと、非常に職員の働き方に大きな影響を及ぼすと思うんですけども、職員組合なんかとの協議というものはどのようにされておるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回、上限を規則のほうで決めるということになりますけれども、まずは通常の時間内での業務というのが大原則でございまして、やむを得ず業務の関係上、時間外を必要とする場合に、その必要な時間に限って命令を下すものというふうに考えておりますので、上限を設定したことによって、その上限いっぱいまで残業ができるという考え

方にはたってございません。

それから、本町におきましても、時間外勤務の縮減に関します指針ということで職員にも通知をしておりますし、当然、職員組合とも協議はさせていただいてるものでございまして、働き方改革等の観点から時間外を減らすという趣旨のもとに日々調整等も行いながら業務を進めてまいっているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私、48時間と言いましたけど、今、週2日休みですので、5日ですので、40時間ということになるんですけど、本来、この基本的な考え方として1日8時間で週40時間というのを、例えば上限にしてするというのは基本的な考え方ではないと思うんですけども、結局、上限をもっと上げるということは、もちろん今説明もありましたように、通常の業務ということで、8時間で40時間ということになると思うんですけども、しかし、上限を決めるということは、そこまで許されるということですので、その辺はやっぱり町が条例として制定する場合には、上限というのは1日8時間、40時間というのを1つの上限として実施していくという基本的な立場に立つべきではないかと思うんですけども、それこそがあるべき地方自治体としての町内のいろんな労働者の環境もそこにある自治体を1つの基本にもしますので、そういう立場に立つべきではないかと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのか。いわゆる役場を1つの基準にするというのも町内の企業の考え方もありますので、そういう大きな影響も職員と同時に町内の労働環境にも大きな影響があると思うんですけども、その辺についてあわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の改正につきましては、国のほうにおきましても、国家公務員の勤務時間の関係で同様の改正をされますことを受けまして、地方公務員であります本町の職員におきましても、その考え方を習うところございまして、今回の改正となっております。先ほども申し上げましたように、やむを得ず時間外勤務を要する場合の上限ということでございますので、その上限を守るように各課等で調整をし、努力をいただくというのが前提かというふうに思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 説明の中で2カ月から6カ月間で平均80時間の延長時間の上限にするということをお聞きしたかと思うんですけど、この働き方改革の中でも、これまで特に

過労死とかそういうことを重きに捉えていると思うんですけど、過労死という時間をどのように考えてどのくらいと考えるのか、延長時間の80時間という時間をラインとしたらどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 一般的に過労死に及ぶということと言われておりますけれども、2カ月から6カ月の平均で月平均80時間というのが一般的に言われているものでございます。本町におきましても、先ほども申し上げましたように、時間外勤務の縮減に関する指針というものも別途職員に通知をしております、ノー残業デーの実施励行であったり、それぞれの時間外勤務の実態を把握して縮減に努めることなど、それらのことを盛り込みながら全体的に時間外勤務の縮減に向けての取り組みを行っているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。

委員会でも質疑させていただいたんですが、管理職と職員との間の仕事の量とか風通しがいいようにということで課長も言っていただきましたが、その対策については今後どのようにしていただけるか。また、難しいことではありますが、これを契機に、また風通しのよい、また職員も管理職に言っていけるような体制をとっていただきたいと思っておりますので、その点お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、時間外勤務につきましては、それぞれの課等の所属長がその課におけます業務の進捗状況等をまず把握をするというのが管理職の役目でありまして、その上で業務に支障を来すとかいう場合に時間外勤務を命ずることとなっております。そうした中で、できるだけ時間外勤務をさせないというのが原則でございますけれども、仕事を持ち帰ってするようなそういう働き方はできないようにといたしますか、そうしたことがないように努めるのも管理職の仕事かと思っておりますし、そういう状況を発生しないために働きやすい、何でも話ができるそういう風通しのよい職場というのが必要かというふうに思っております。管理職会議等々でそうしたことは毎回申し上げているところでございますし、そうしたことの実践を各課等でいただいて、そういう何でも話ができ明るい職場というのをつくっていくことが必要かというふうに思っておりますので、先ほども言いましたように、機会を通じまして各管理職等には申し上げておりますので、そういったところ重々把握をいただいた上で対応いただけるものと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） お聞きをしたいんですけども、一般会計の一番最後のページで、残業手当の前年度との比較が出てます。前年に比べて6, 200万円ほどだったんですけど、これで今お話になった残業の規定内に全部クリアできているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 当初予算に計上させていただいております時間外、それから現行の時間外等々でございますけども、規定の時間内ということで残業を行っている部分といいますか、課等におきまして、状況等も異なっておりますので、多い課もあれば残業の少ない課もございます。それらを通しましての時間外の計上でございますので、今の一定の規定の範囲内ということで対応をしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） お聞きしたかったのはそういうことではなしに、平成30年度6, 200万円ほどの残業手当が実績なんですけども、この数字でこの規定どおりの残業時間がクリアできているのかどうかということをお聞きしたかったんです。質問が3回しかできませんので、もう1つ本当のことを聞きたかったのは、本年度の予算では、6, 200万円が8, 700万円というふうに2, 500万円ほど増加しています。加えて、一部、室長とか補佐、主幹を管理職にすることによって、残業手当と管理職手当を振り替えるということで、残業手当を少なくするというので、管理職手当が約300万円余り増えてます。この増えた2, 500万円のうち1, 500万円は今度の府会議員と参議院の選挙の残業手当だと思うんですが、それを差っ引いても1, 000万円、それから今管理職手当の増えた分1, 300万円というふうに増加するわけですけども、6, 200万円で完璧にクリアできてれば心配ないんですけども、1, 300万円の残業手当が増えるということになりますと、本年度はこの規定の時間がクリアできるのは非常に疑問に思いますが、その点はいかがですか。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、当初予算比較での前年度の金額でございますけども、あくまでも当初予算におきましての算定でございますので、その後には災害等の発生等もございますので、単純に当初予算比較で行きまして、2, 000万円余りの増加とはなっておりますけれども、そのうち村山議員もご指摘ありましたように、選挙に係ります時間外も含めての

計上でございますので、全体的に見まして今回の条例改正等による上限を決めておりますけれども、その時間外の総数につきましては、その範囲内でおさまっているものというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、議案第7号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

提案説明では、国家公務員と同様に地方公務員もということで超過勤務命令を行うことができる上限を原則1カ月について45時間以下、1年について360時間以下とする。また、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員については、1カ月について100時間以内、2カ月あるいはまた6カ月の平均で、1カ月当たりの平均時間が80時間以下、1年について720時間以下とする。また、大規模な災害への対応や重要な法令の立案等、こうした他律的な業務をしている職員についての公務は、運営上やむを得ない場合は、この上限を超えることができるものとする。こういう提案がありました。今回、この時間外労働の上限規制を規則で定めるとしてありますが、次の4点で問題があります。

第一に、月100時間、2カ月から6カ月で平均80時間という延長時間の上限が過労死ラインそのものであり、いつ過労死してもおかしくないような長時間労働を労働基準法が是認していること自体許されません。

第二に、今回の改正で労働基準法を改正して時間外労働の上限を規制する法律の中に盛り込まれたわけでありましてけれども、延長時間の上限とともに特例的な延長、特別条項が法律に格上げされたところでありまして。特別条項というのは、臨時的な場合にその限度時間すら超えて働かせることができるという条項でありまして、それが法律に格上げされたということでありまして。これまで特別条項を結んでいない職場では、特別条項を設けたいという使用者側からの提案も出てくる危険性があります。

第三に、時間外労働の上限が法律に格上げされ、これまで月45時間未満で36協定を結んでいたところでは、例えば、月20時間、30時間という協定を結んでいた場合、労働時間延長の提案が出てくる危険性があります。

第四に、今回の改正で時間外労働の上限規制が1カ月当たりと1年当たり限定されたこととあります。1日当たりの時間外労働の上限規制は見送られました。このように時間外労働

働の規制に関する改正は、使用者によってはかえって長時間労働を助長しかねない内容となっております。そもそも労働時間の原則は、1日8時間、週40時間、この原則に即して時間外労働の上限を規制することが必要であることを指摘いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第8号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第11、議案第8号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る改正ということで、委員会でもお聞きした経過もあるわけでございますけども、これまでの学校教育指導主事と社会教育指導員の勤務状況が変わることなんですけども、これまでは非常勤の特別職という扱いであったわけでございますけども、今回、臨時的雇用職員という扱いにするということなんですけども、待遇いろんな条件が当然変わるといふように思うんですけども、この対象となる学校教育指導主事、そしてまた社会教育指導員の方と、今回、非常勤の特別職から臨時的雇用職員という扱いにするという説明はされているのか。条例が決まってから説明するということなのか。労働条件にかかわる問題ですので、どのような対応をされているのか伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 現在、学校教育指導主事として5名、社会教育指導員として2名、うち1人に関しましては兼ねておりますので、合計で6名になろうかというふうに思いますけれども、まだ新年度の関係でございますので、意向確認等の作業中でございますので、本当の詳細までは確認はさせていただいておりませんが、身分的なことでありますとか待遇面に関しまして、こういったことで今議会のほうに上程をさせていただいております。あくまでもまだ議決いただいておりますので、決定ではございませんけれども、一定こういうことを事務局としては考えておりますということでご説明は申し上げておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 待遇面がこれまでの特別職と臨時雇用職員との違いを改めて伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） まず、1点目に関しましては、今まで報酬という形で月額12万円ということでさせていただいておりますけれども、4月以降に関しましては、ある意味、時間給でお世話になろうかなというふうに考えております。基準額といたしましては12万円を割り戻しまして、大体時間給で行きますと1,200円になりますので、1,200円掛ける時間ということで考えております。

それから、今、勤務に関しましては、3日を超えない範囲でという形で規則のほうで定めておりますけれども、やはり今の勤務状況から申しますと、もう少しということもございませぬので、基本的には3.5、具体的には27時間以内という形で勤務をお世話になりたいなというふうに考えております。

それと、もう1つ処遇面でございますけれども、今現在、3日なり4日なり通勤をいただいておりますけれども、非常勤の特別職であるかばかりに通勤手当のほうを支給できてございませんので、臨時的雇用職員とすることによって、通勤手当に関しましても4月以降に関しましては支給をさせていただきたいなというふうに考えております。

それと、社会保険に関しましても、一定額を超えるようであれば、社会保険の対応もさせていただけるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第9号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第12、議案第9号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番(山田 均君) ちょっと委員会でもお尋ねした経過もあるんですけども、改めてお尋ねしておきたいと思います。

今回提案になっております特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例ということで、平成31年4月から平成32年3月までの間、特別職の給料、期末手当を100分の10を減じるということなんですけども、こういう条例が毎年提案されております。説明でも平成19年から実施をしているということなんですけども、毎年こういう提案をしなければだめなのかということが1点と。

それから、町長であれば町長の任期4年でございますので、その期間をこういう条例を4年間の減額をするという条例の提案の仕方というのはできないものか、あわせて伺っておきます。

○議長(篠塚信太郎君) 太田町長。

○町長(太田 昇君) この条例でございまして、これは毎年当初予算を組む中で、非常に厳しい財政状況の中で、我々その執行部がみずから身を切る覚悟でその条例を出させていただいておりますので、毎年出してるから何年まとめてというようなものではないというふ

うに理解をしておりますので、そういったこともご理解いただいて賛同いただければと思いますし、財政状況が厳しいことは議員の皆さんも十分ご承知のことだと思いますので、こういう身を切る覚悟ということについてみずからもご英断賜れたらというふうに考えるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 説明では、平成19年から実施をせずと続いているわけですが、今、町長が強く財政状況ということを言われましたが、それならば債務をもっと削るとかそういういろんな方法は当然あると思うんですけども、これまでどおりの決まったようでの10分の10を減じるということではございましたのでお尋ねしたわけですが、結局、町長の政治姿勢を示すものだというふうに思うんですけども、私はそういう意思があるのなら、4年間の任期期間中はこういう実施をするという提案でも十分、それこそ今言われるような財政問題から提案するということになるのではないかと思うんですけども、逆に財政状況が回復してこれを戻すということもあろうと思うんですけども、町民の暮らし向きそういう状況も踏まえてこういう提案をされたんだと思うんですが、改めてそういうことについての考えを伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、先ほど申し上げましたとおり、厳しい財政状況を踏まえてみずから身を切る覚悟で条例を提出させていただいておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もちろんそうだというのは今説明を聞いたとおりでございます。私がお尋ねしたのは、そういう財政状況の中で、毎年新聞報道もされておるわけですが、南丹市と比べても京丹波町の町長の受け取る金額は新聞報道を見ておりますと総額で多いわけでございます。そういうことを踏まえても、これは一時金でございますけども、町長が受け取っておられます歳費についても、そういう財政状況の中で身を切る条例だと言われるなら、そういうところまで踏み込んだ方向性を示すべきではないかというように思いましたので、改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 何回も繰り返になりますけども、報酬審議会で決定された報酬の1割をその厳しい状況を踏まえてみずから返上をするということを、この条例で提出をさせていただいておるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第10号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第13、議案第10号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○9番(森田幸子君) 3点お伺いいたします。

簡単なことなのですが、災害弔慰金の支給がこれまで実施されたことがあったかどうか。

また、据置期間とはどのような期間を言うのか。延滞の場合以外は無利子と書いてあるんですが、延滞の場合はどうなるのか、お伺いいたします。

○議長(篠塚信太郎君) 長澤住民課長。

○住民課長(長澤 誠君) 過去に実施された実績はあるかということですが、その点につきましてはございません。

もう1点は、据置期間でございますが、10年償還の3年据え置きということで規定しております。その間は無利子でございますので、据置期間も当然無利子になるわけですが、延滞といいますのは、国の法令のほうで当初は10.75%ということになっておったんですが、それが5%ということで、延滞された場合にその率がかかってくるということで、その分については除きますよという意味でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、新旧対照表を見ますと、新たに災害救援資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てなければならぬということになっております。これまではその項目はなかったわけでございますけども、非常に災害に遭っているような状態があると思うんですけども、保証人という方が親戚とかそういう方がなかった場合に、災害弔慰金が受けられないということになると思うんですけども、災害に遭うということは大変なことでございますので、その辺はどういうことでこういう保証人という問題が起こっておるのか。また、そういうの挿入をされたのか。理由について伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） このたびの内閣府の通知によりますと、東日本大震災の特例というのがございまして、保証人が要る場合は無利子、保証人がいない場合は有利子ということも参考にしてくださいということでございました。

また、現行で行きますと、償還等ということで第15条の第3項でございまして、その中に保証人というふうに明記されておりました。国の法令のほうでこの保証人が削除されたことによりまして、新たに14条の項目を設けまして、保証人をつけるかどうかということは各自治体に委ねられたということでございまして、本町につきましては、無利子とさせていただきます。保証人をつけていただくということで、貸し倒れの危険性等々を考慮いたしまして、そういった回収困難になる場合もあり得るということ想定した上で保証人をつけさせていただきますということでございます。厳しい状況の中でその保証人がつけられるか、果たして立てられるかということでございまして、それに関しましては、今後、その状況等も見せていただきまして、基本的に今回保証人を立てていただくということになっておりますので、この条例等に基づいて申請等を行っていただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 保証人が立てられないという場合も想定は当然であろうと思うんですけども、そういう場合には、例えば規則とかそういう中で免除とか、また何かの方法をとるべきではないかと思うんですが、こういう形で規制しますと、保証人がなかったら借りられないということにもなると思うので、災害の状況というのはそれぞれいろんな場合があると思いますが、そういうようにその状況に応じた対応を私はすべきではないかと思うんですけども、

ども、その辺の対応をどのような形で考えるかということになりますので、何かそういうような対応を考えられないのかどうか、考えるべきだと思うんですけども、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほども申しましたように、東日本大震災の特例ということで、あれほどの未曾有の災害の中でどういうふうに対処されたかということも、私、申しわけございませんが調査しておりませんので、そういったところの状況も加味しながら今後検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第14、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第12号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第15、議案第12号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと1点お尋ねしておきたいんですけども、今回、新旧対照表を見ますと、新たに専門職大学の前期課程を含むとかそういうものが挿入されたわけでございますけども、現在にそういう人がこういうのをクリアしておれば、これに該当してその対象となるのかどうか。これから専門職大学の前期課程を修了した者でないとダメなのかどうか、その点伺っておきたいというように思います。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 学校教育法が平成29年5月31日に改正されておまして、その中で専門職大学という学校ができたといいますか、それを改正されておりますので、それ以降の卒業者が対象になるということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これですべての討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第16、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 公の施設の指定管理者の指定ということで、今回、グリーンランドみずほ株式会社というのが提案になっておるわけですが、指定の期間というのは平成31年4月1日から平成36年3月31日ということで5年間ということになっておるわけですが、町内には公の施設ということで指定管理をしておる施設があるわけですが、道の駅にかかわるようなところについては5年ということになっておりますが、特に京丹波 味夢の里については15年間という非常に長い期間の指定管理をしておるわけですが、同じ道の駅関係でもそれだけの違いが出ておるということについて、本来同じような期間にすべきだと思うんですけども、その辺の考え方といいますか、どういう基準でこういうことになるのか。京丹波 味夢の里を15年だったらグリーンランドみずほ株式会社も、例えば15年行かなくても10年とかそういうようなことがあるべきではないかと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） このたびのグリーンランドみずほ株式会社については5年間ということですが、京丹波 味夢の里との違いですけれども、グリーンランド施設につきましては、施設等については町の施設ということでありまして、京丹波 味夢の里については、町の施設ではございますけれども、ある一定の指定管理者側で投資をされてる部分もありますので、そういう部分の回収等も含めての期間ということで15年ということにし

ておりますし、その違いの部分で分けているということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 以前にも質疑させていただいておったのですが、グリーンランドみずほにおける受動喫煙対策は今どうなっているのか。その点、行政としてどのような指導がされているのか、お聞きします。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 特にグリーンランドみずほの施設は、運動施設を占めている面積が多うございますので、最近の動向等をからしますと、健康上のこともありますし、スポーツ施設ということでもありますので、そういうことも十分配慮しながら適切に処理をしていただいているものというふうに思っているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 概要の中に施設の規模等も記載をしてもらっておるわけですが、一定期間過ぎますと修繕等も行っておるわけですが、町の施設として大規模改修が必要な施設というのは今のところないのかどうか、伺っておきたいと思えますし、それに関わって指定するグリーンランドみずほ株式会社との協議というのはされておるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 当然、経年劣化といいますか、それぞれの施設の中では修繕が生じてきているものもございます。基本的には、町の施設ということでもありますので、大規模修繕については、町のほうですということを経年劣化については思っております。その他の修繕については、双方協議をしながらということになっております。特に、修繕が必要になってきているというもので、最近でB&G財団のプールですけれども、プールについては修繕がいろんなところで発生をしておりますし、コテージのほうも木造でできておりますので、そういう部分では修繕が必要なことが出てきているということでもあります。全体的には、かなり修繕が必要なことが生じているというのが傾向となっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 先ほどの受動喫煙なんですけど、もう1回確認させていただいて、この夏よりそうした対策が厳しくなるということで、もう一度この運動施設等を確認していただきたいと思えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。



○商工観光課長（山森英二君） もう一度どういう対策をしているのかを確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第17、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 今回の指定管理の施設の名称としては、瑞穂マスターズハウスと瑞穂マスターズ農園ということで、施設の概要も添付されておるわけでございますけれども、利用状況をちょっと伺っておきたいなと思うんですけども、特にマスターズ農園の関係で、市民農園ということで100区画あるんですけども、実際の活用状況というのはどのような活用実態なのか、1点伺っておきたいということと。

それから、農畜産物の加工施設等についても、どのような活用状況になっておるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、瑞穂マスターズ農園ですけれども、現状では3圃場に分かれておりますけれども、農園として貸出し可能な区間が30区画というふうになってお

ります。この30区画全てご利用いただいております、人数でいいますと21名の方でございます。うち19名が町外の方ということでなっております。したがって、人数は少ないですけれども、1人で何区画も借りておられる方もおられますので、全て30区画は利用をされているということになっております。

それから、加工施設のほうでございますけれども、過去に京丹波もえぎのグループが独自で活動をされておりましたけれども、何年か前に高齢化とか、その活用されておりました施設が老朽化によりまして、グリーンランドみずほ株式会社でその後継承するということが今日活動をされておまして、その加工施設の場ということで、農畜産物加工施設の中でされているということです。特に、栗蒸ようかんとかそういうものを製造して販売をされているということでございます。特に販売先につきましては、道の駅 京丹波味夢の里でありましたり、グリーンランドの内道の駅瑞穂の里さらびき内でされているというようなことでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 瑞穂マスターズ農園の関係でもう一度伺っておきたいんですが、この資料では100区画ということで、1区画が50平米ということになってるんですけども、今、説明では、30区画を貸し出しておるということでございますが、残りの70区画はどういう状況になっておるのか。一応、施設の内容の中にそういう説明がありますので、荒廃して貸し出しできないという状況なのか、ちょっとその辺についてはどのような実態であるのかということと。どういように対策を考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 資料の一番最後のところで配置図をしておりますけれども、実際の圃場としては4つほどに分かれております。このうちの2圃場につきましては、今現在では、グリーンランドみずほ株式会社のほうで管理をしていただいているということになっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） グリーンランドみずほ株式会社が管理しておるということであれば、市民農園として100区画ということになっておるので、縦分けて市民農園は30区画と、他は直接グリーンランドみずほ株式会社が管理しておるというようなそういうことにすべき

ではないかと思うんですけども、一応これが市民農園の施設内容ということになれば、100区画ということで示してありますので、その辺はどういう考え方なのか、整理するところは整理すべきではないかと思うんですけども、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 全体で100区画については指定管理の対象の施設ということになっておりますが、うち30区画を市民農園として、今現在、区画で貸しております、あとの分については、市民農園を借りたいという方が増えてきましたらお貸しをすることで、その区画についてはグリーンランドみずほ株式会社のほうで管理を今していただいているというようなことをございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩します。10時50分までとします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第18、議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算～日程第33、議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第18、議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算から、日程第33、議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算を一括議題としま

す。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

森田委員長。

○予算特別委員会委員長（森田幸子君） 失礼いたします。

それでは、去る3月12日及び14日に開催しました予算特別委員会の審査結果について報告いたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員ということでお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましてはご承知いただいておりますので省略をさせていただきます。審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第16号 平成31年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第17号 平成31年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第18号 平成31年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第19号 平成31年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第20号 平成31年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。

議案第21号 平成31年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号 平成31年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。

議案第23号 平成31年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。

議案第24号 平成31年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。

議案第25号 平成31年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。

議案第26号 平成31年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。

議案第27号 平成31年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。

議案第28号 平成31年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。

議案第29号 平成31年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも議長宛て送付いたしました委員会審査報告書を配付いただいております

のでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

安倍首相は10月に消費税の税率を10%に引き上げようとしています。消費税はもともと逆進性の強い社会保障の財源としてふさわしくない税金です。実質家計消費支出が前回の増税時から落ち込んだままとなっている上に、官邸まで関わっての実質賃金に関する統計の不正偽装が発覚し、増税の根拠は総崩れとなりました。加えて、内閣府の景気判断が足踏みから下方への局面変化に引き下げられ、もはや増税は一かけらの道理もなくなりました。

総務省の家計調査でも2014年4月の8%増税を契機に、実質家計消費支出がどんどん減って、5年連続で減り続けて、増税前に比べ1世帯当たり25万円も減っております。

このようなときにこそまず第一に住民の暮らしを守るべき自治体は、消費税の増税中止を政府に働きかけなければなりません。町長は消費税の引き上げについて、国において適切に進められていくと理解していると引き上げを当然視する態度をとってこられました。この3月議会にも10%への引き上げを盛り込んだ各予算案、そして、条例案が大量に提案されております。

次に、本町は、自衛官の募集のための適齢者名簿、18歳、22歳の氏名・住所・年齢・性別を抽出し、自衛隊へ提供しておりますが、自衛隊法施行令第120条は、自治体が自衛官募集の広報などを行うことは定めているものの、名簿提供については都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができるとしているだけであり、自治体はその要請に応じる義務はありません。個人情報保護法を求めるとして個人情報があれば提供しないということも含め、他市町村との動向も見ながら検討していきたいとされておりますけれども、個人情報保護法からも本人の意向が尊重されるのが大原則であり、若者の名簿提供はやめるべきであります。

3つ目に、各自治体が府とともにやっている福祉医療制度があります。老人医療給付事業、

重度心身障害者医療給付、子どもやひとり親家庭を対象に行っているこのような病院での窓口負担を軽減する事業に対し、国や府が本来負担すべき公費分を減額するというペナルティを科しております。この間、本町は、この減額分を国保会計へ繰り出し、国保加入者の負担軽減を図ってまいりましたが、今回、廃止となりました。

また、国保京丹波町病院へ出資金として繰入れしていた借入金の元金返済分、今年度でありますと3,060万円を廃止いたしました。これらは住民の福祉の増進という自治体の根本的な役割を後退・縮小するものであります。

また、町長は、町行政の公正化を施政方針でも掲げておられますが、丹波マーケスへの公金支出については、公金違法支出とする訴訟が起きているにもかかわらず、前町政や議会、株主役員会、出資団体が決められたことと総務省の示す指針に向き合う姿勢が見られません。

また、京丹波 味夢の里施設の民間ホテル土地使用料が平成31年度は165万円、1年間では330万円入ってくることとなりますが、ホテル誘致により必要となった国への補助金返還は、今議会の補正で3,624万2,000円に確定したということであります。関係団体からは反対はないということでありましたが、用地の提供と税金3,624万円を投資してホテル誘致が本当に活性化につながるのかが疑問であります。大きな問題をはらんでいるということを指摘しておきます。

また、老朽化しております中央公民館の問題や図書館の建設をどうするのか。こういうことが曖昧にされたままになっております。これらを明確にした上で、新庁舎建設では、大会議室や交流空間などを見直し、必要最小限の庁舎を目指すべきであります。

そして、町長の施政方針で示されております助け合いと活力ある健康の里づくりの実現に向け、5つの柱を掲げられております。その中の産業振興に大きく影響するJA京都瑞穂支店・和知支店の営農指導も行う生産課を廃止して、丹波支店に統合する通知が3月16日の農協訪問日に1枚の案内が配られました。その内容は、京丹波町管内の支店生産課業務の機構変更のお知らせというもので、拠点集約で事業の効率化に取り組むということで、生産資材は配達、予約の引き渡しは従来どおり行うというものであります。瑞穂・和知支店では、資材の購入はできないことでありました。営農指導の体制は何一つ記載がありません。町長は、議会の質問に支店の閉鎖による不利益が生じないように代替策が講じられると思っていると答弁でありましたが、住民からは怒りや農協への不信が出されております。これは町の農業振興にも大きな影響を及ぼすことは明らかであります。町長は、JA会長の政治団体の顧問という立場にありますが、優先すべきは町長という公職の立場であります。町長には300名を超える職員、100億円を超える予算の執行権限など、大きな権限と権力が与

えられております。今回のJA京都農協の瑞穂・和知支店の営農指導も担う生産課の廃止に対して、問い合わせも対策についても確認できないということでは、特産振興など農業振興施策に責任を持って、農協と力を合わせて取り組んでいくことができるのか。町民である農家の不信や不安が広がり、生産意欲をなくしていきます。町行政が不信や不安、意見をしっかりと聞いて生産意欲を引き出すためにJA京都農協に町行政として協議や申入れをする責任と役割があります。町長の農業振興対策への取り組む政治姿勢を厳しく指摘するものであります。

以上、問題点を指摘いたしました。

今、家計の可処分所得や1人当たりの雇用者報酬など、住民の暮らしはますます厳しくなっております。暮らしやすさ、子育てしやすさがこれまで以上に求められております。今なすべきことは、国の悪政から住民を守るために、暮らし優先と将来負担軽減に取り組む町政運営であります。

このことを指摘、また求めまして、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

1点目は、債務負担行為が記載されていることであります。今回、3件が記載されておりますが、このうち新庁舎事業の分が15億2,760万円あります。全体の事業計画やその予算内容等が明確にされないまま計上されてることは問題があると思います。

また、もう1件は、地上権設定にかかわる賃借料2億850万円が記載されていることあります。この2億850万円の関係は、昔関連の第三セクターがあったんですけども、それは二十数年前に頓挫してしまっていて、皆さんもご承知のとおり、今回新庁舎を建てるといってるところにあった建物が中心になってやってきたことです。そんなことですので、いまだに地上権設定を更新することは、特定の個人や団体に利をなす行為でありまして、京丹波町長が倫理条例に抵触する懸念があるのではないかと思います。

それから、2点目は、財政調整基金の残高が危険水域に入ることです。平成30年度の予算が決定した後、平成30年6月に財政見通しを立てられました。それによりますと、平成31年度末の推定残高は14億円弱ということになってますが、今回の予算では、期末

残高が4億円強になっています。この原因は、平成30年7月に発生した豪雨災害の対策費に9億円弱を取り崩したことであります。この取り崩した分を平成30年6月に行った財政見通しにあわせ修正しますと、平成32年度末には財政調整基金の残高は1億円強、平成33年度末にはマイナス1億円強、平成34年度末にはマイナス2億円強、平成35年度末にはマイナス3億円強になります。ただし、平成30年度に取り崩した9億円弱のうち3億円弱は国・府の補助金等で補填されておりますので、この分は修正しなければならないと思います。それでも、平成35年度末にはマイナス3億円が0になるというような危機な状態があります。

それから、3点目は、実質公債費比率であります。平成31年度見通しでは18.2%ということで黄信号であります。実質公債費比率が18%を超えますと、起債を行うときに京都府の許可が必要になり、実質的な予算が編成できなくなります。このような状態では、町民への行政サービスに支障を来すことは必至であります。

ただ、本日いただきました財政見通しでは、平成30年6月にいただきました資料と実質公債費比率もまた、先ほど申し上げました財政調整基金も合致しないというか、連続性がないというか、どうなっているのかぱっと見ただけですけども非常に疑問に思っています。

国の統計資料も問題になっているとおり、こういう資料は正確でないのだめだと思んですが、その辺にも問題を感じます。

それから、4点目は、新庁舎事業の全体が明らかになっていないということです。

その1つには、新庁舎建設は、29億5,000円以内となっておりますが、具体的な内容は明らかになっておりません。また、準備コスト、いわゆる環境整備ですけども、道路拡幅工事に6億円と発表されていますが、具体的な内容は提示されておりません。その上、準備コストのもう1つであります排水事業でございますが、事業内容は延長400メートル、工事費は3億円ということで発表がされています。治水事業の原則は、下流から整備するのが常識です。今回の工事は清風台の手前までの上流の一部が計画に上がっているだけです。しかし、過去その下流、清風台では、流水が原因で道路が沈没したこともありました。また、下流の民家は浸水したこともあります。災害の出ている箇所には手をつけない中途半端な治水対策では、過去の水害を再現することになりかねません。

その2つには、新庁舎の構造が木質構造になっていることであります。庁舎は、建築物上、事務所であります。鉄骨構造にすれば木質構造に比べて建築コスト、管理コスト、特に耐久年数で非常に有利であります。木質構造の建築コストは1割高、管理コストも外壁の塗り替え等費用がかさみます。特に、先ほど申し上げました耐久年数につきましては、木質構造は



30年、鉄骨構造は50年と言われていています。ということは、木質構造にすることは、実質的に1.7倍のコスト高になるということでもあります。このように予算にはいろいろな問題点があります。

加えまして、皆様もご承知のとおり、この3月20日に発表されました地価公示価格では、京都市内の区も含めた35自治体中、地価が一番低下率が高いのは当町であります。地価は、各自治体の住みやすさのバロメーターでもあります。すなわち、住みやすさでは、企業誘致、企業の進出もありますし、個人の方が住宅を建てるといろいろあるわけです。だから、土地の需要が高まります。だから、土地が高くなります。しかし、それが無いから、35自治体中、一番低下率が高いという状態です。すなわち、当町は、一番人気のない自治体ではないでしょうか。現状でも進出企業や移住者に人気のない町が、将来、財政健全を失った場合、町長が施政方針でも述べておられるとおり、施策の実現には健全な財政自治が不可欠であります。行政サービスが悪化すれば、消滅自治体への道を歩むことは必至であります。

以上のことを提示しまして、本予算には強く反対をいたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論ありますか。

谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算について、反対討論を行います。

今回、予算案の債務負担行為に新庁舎整備事業の平成32年度に係る15億2,760万円、グランベールゴルフ場の地上権設定に関わる賃借料2億850万円等が記載されています。平成29年度には20億1,700万円あった財政調整基金、町の貯金が平成31年度現在には4億1,100万円と減少します。また、地方債残高が152億1,700万円と見込まれています。

京丹波町病院事業会計においては、事業会計から留保金を使用しています。

京都府でも、宮津市に次いで悪い財政状況である本町がこのまま何の対策も講じないで財政再建団体になれば、厳しい事業制限と大きな町民負担を強いられることとなります。本町財政の過去・現在・未来を見据えた長い視野で立った予算の再検討を必要とすると考えます。

これで反対討論とさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

議案第15号から議案第30号の表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第19、議案第16号 平成31年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第16号 平成31年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○4番（東まさ子君） それでは、議案第16号 平成31年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

平成31年度の国保税は、歳入不足が見込まれるとし、4,720万円基金を繰り入れ、国保税は据え置きとしています。これで10年連続の据え置きとなります。しかし、依然として国保税は被保険者に重くのしかかっております。もともと国保加入者は所得の低い世帯が多く、所得100万円以下の世帯が約76.9%、所得200万円以下では約92.94%を占めております。その所得200万円以下の世帯の滞納が全滞納世帯の約74%を占めているという状況であります。このことは、払うに払えない高い国保税の実態を示しております。

また、例えば、30代夫婦子ども2人の4人世帯で年間給与収入が400万円の場合、国保、協会けんぽ、共済組合の保険税を比較すると、国保は年間36万6,200円、協会けんぽは年間19万8,045円、共済組合は年間18万6,186円となり、国保は他の健康保険と比べ2倍の負担となっております。そして、この負担というのは国保税だけではなく、他の公共料金もあるので、生活できる収入は本当に少なくなっております。他の健康保険と比べて負担は大変重いものがあります。

そうした中で、家族1人増えるたびに年間3万1,500円、40歳以上は3万8,700円が加算されることに国保はなっております。赤ちゃんが誕生すると3万1,500円、

収入もないのに加算されます。子育て支援に逆行する仕組みであります。このような過酷な仕組みであることから、全国的には、子育て支援として子どもの均等割を免除、もしくは減額をしているところがあります。本町でも実施をすべきであります。

本町の国保会計には、平成30年度末で基金が3億2,654万2,000円あります。平成31年度は、基金を4,720万円取り崩しいたしましたので、2億7,952万3,000円となっております。国保加入者のうち18歳以下の子どもは296人で、932万4,000円あれば均等割をなくすることができます。実施をすべきであります。

また、一般会計でも言いましたように、老人医療費や子どもの医療費、障害者医療など、医療に係る経済的な負担を軽減し、健康の保持・増進を図るために、福祉医療制度として各自治体が府とともに医療費の窓口負担を軽減しておりますが、これらの事業に対し国が補助金をカットするペナルティーをかけております。このような補助金カットは、他の健康保険制度にはありません。これまで町はこのペナルティー分として2,100万円を一般会計から国保会計へ繰り入れを行ってきました。

しかし、平成31年度は、基金が増加するなど国保会計の改善が見られるということで、繰り入れを行わないとの方針が示された予算となっております。基金が増加しているのは国保税の取り過ぎの結果であります。そもそも国保税が高過ぎて払えない状態になっているのは、加入世帯の対象が低所得階層であるにもかかわらず、国が自治体の国保会計に対する補助金を大幅に削減したことが原因であります。全国知事会も国庫負担増額による国保税の抜本的な引き下げを国にも求めております。2014年の全国知事会社会保障常任委員長の栃木県知事が約1兆円あれば協会けんぽ並みに保険料を引き下げることができるという試算を示し、引き下げを要望しております。公費1兆円で協会けんぽ並みの保険料という規模と水準を初めて示したことが当時の国保新聞に報じられました。

今、3,400億円の財政措置がされているところでありますが、まだ足りておりません。安倍政権のもとで5年もたっているのに改善がされておられません。町長も府を通じて要望していくとの見解を示されておりますが、国がしないなら基金もあるので町として据え置きではなく、もっと国保加入者の暮らしに目を向けた対応をすべきであります。基金は、約2億8,000万円あります。国保加入者は3,620人であり、1人当たり7万7,000円の貯金があるということになります。これは、先にも言いましたように、保険税の取り過ぎであります。一般会計からの繰り入れをやめ、多額の基金をため込む施政は、暮らしの実態に目を向けていないということを指摘するとともに、町長が言われております長期的な視点に立って、安定的に運営していくことを第一に考えていきたいとの考えも示されました。今

回の国保の都道府県化は、今でも高く払えない国保税となっているのに、将来もっと多額の保険税が課されることになるのか。値上げされる危険があるのか。このことも指摘をし、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） ただいま上程の平成31年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成30年度から市町村国保の都道府県化が開始され、平成31年度は2年目を迎えることになりました。本町では、18億3,900万円が当初予算に計上され、私たち町民が必要な医療を均等に受けることができる国民皆保険制度を支える基盤となり、地域医療のセーフティーネットとしての役割を果たすべきものとなっております。国保は、高齢者や低所得層といった負担能力の弱い立場の加入者の割合が高く、国保財政を支える上でも厳しい現状があるのも事実でございます。

そうしたことも踏まえ、今後においては、引き続き国保財政安定のための財政支援強化を京都府なり国に対して強く求めていただきたいと思います。

ただ、そうした厳しい状況下の中で、積極的な健診、予防活動に取り組んでいただき、こうした背景もあって、次年度も引き続き保険税を据え置く措置とされたことは高く評価するものでございます。

今後におきましても、生活弱者に対する配慮に努めつつ、公平性の確保に努め、徴収率の向上に努めていただきたいと思います。このことが財政の安定化に取り組んでいくスタンスだというふうに思いますので、こういうことを強く求めまして賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号 平成31年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第20、議案第17号 平成31年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第17号 平成31年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま提案されました議案第17号 平成31年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

制度がスタートいたしましてから4月で丸11年となる後期高齢者医療制度は、75歳の誕生日を迎える誰もが加入する保険制度であります。市町村でつくる都道府県ごとの広域連合が運営をし、保険料は加入者の所得1人当たりの医療費などに左右をされ、高齢者が増加すれば保険料も上がる仕組みとなっております。

また、所得の低い人や74歳まで会社員や公務員の扶養家族だった人向けの特例的な軽減措置を設けるなどしてきましたが、平成30年度の見直しで扶養家族だった人向けの特例的な軽減措置は廃止、さらに今年度の10月からの保険料均等割を軽減する特例措置、9割軽減、8.5割軽減を廃止し、7割軽減とします。政府は、9割軽減が適用されている低所得者の多くが年金生活者支援給付金を受けられるとしています。10月からの10%の消費税財源を活用するとしています。年金生活者支援給付金は前年所得が老齢基礎年金の満額以下など、所得が一定基準約78万円を下回る基礎年金の受給者に対し、年金に上乘せして支給するものでありますが、40年間加入した人だけで加入期間が短い人はそれに比例して支給額が減ることとしており、対象者の全部が支給対象ではありません。ほとんどの年金受給者が年金削減と消費税増税の影響を大きく受けることとなります。高齢者にとってますます家計を圧迫することは目に見えています。誰もが年を重ねることで医療機関に係る回数も多くなることは当然であります。国の責任で安心して医療が受けられる医療制度にすることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号 平成31年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第21、議案第18号 平成31年度京丹波町介護保険事業特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第18号 平成31年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第18号 平成31年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

2000年（平成12年）の4月から介護保険制度が導入され、今年は19年目となります。この介護保険制度のもと、本当に家族介護の負担が軽減されたのでしょうか。保険料を払う側からすれば、当然、安心して老後を迎えることができると期待をしたのではなかったのでしょうか。しかし、この間、負担は増え、介護離職を余儀なくされる家族、また、介護現場に携わる介護人材確保に苦慮しているのが事業所の実態であります。

国は、介護給付費を削減するため、平成26年度の6月に改正した医療介護総合確保推進法により要支援1・2の方を保険給付から外し、市町村が主体となって行う地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業、つまり新総合事業に移行させることとしました。

平成29年の4月からスタートとしておりましたが、本町は、既に慢性的な介護人材不足の回避と地域支援事業の上限額が有利になるとして当初予定より早め、平成27年度中の3月28日をもって新総合事業に移行し、平成28年4月からスタートいたしました。新総合事業は、国の統一基準に基づく介護保険サービスとは違い、自治体の財政力とボランティア人材のあるなしに左右をされ、こうした自治体の体力によってサービスの差が生じることは問題であるとして、日本共産党は反対をしてきました。

平成30年度から平成32年度の第7期介護保険事業計画を見ますと、総合事業についてさらなるサービスの充実を図るとして位置づけています。しかし、平成31年度の予算では、介護予防生活支援サービス事業のうち、通所型サービスA事業が577万8,000円減額としております。説明では、主に、これまで丹波地域でお世話になっていた事業所NPO法

人が補助金カットや人手不足など理由で撤退したとのことであります。これは、まさに先ほども述べました新総合事業に移行したことによる自治体の財政力、人材不足の影響であると言えるのではないのでしょうか。介護認定者の重度化と認定者数の増加を防ぐためには、予防事業の充実が重要であります。

今回、利用者の皆様から居場所づくりの存続の要望が町長に提出されましたが、住まいする身近な地域でのサービスが利用できること、サービスの充実を行政の責任者として実施すべきであることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号 平成31年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第22、議案第19号 平成31年度京丹波町下水道事業特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第19号 平成31年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号 平成31年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第23、議案第20号 平成31年度京丹波町土地取得特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第20号 平成31年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号 平成31年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第24、議案第21号 平成31年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第21号 平成31年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 平成31年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報



告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第25、議案第22号 平成31年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第22号 平成31年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号 平成31年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第26、議案第23号 平成31年度京丹波町須知財産区特別会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第23号 平成31年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 23 号 平成 31 年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第 27、議案第 24 号 平成 31 年度京丹波町高原財産区特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第 24 号 平成 31 年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第 24 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 24 号 平成 31 年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第 28、議案第 25 号 平成 31 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第 25 号 平成 31 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第 25 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 25 号 平成 31 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第 29、議案第 26 号 平成 31 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第 26 号 平成 31 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第 26 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 26 号 平成 31 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第 30、議案第 27 号 平成 31 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第 27 号 平成 31 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号 平成31年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第31、議案第28号 平成31年度京丹波町質美財産区特別会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第28号 平成31年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 平成31年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第32、議案第29号 平成31年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長(篠塚信太郎君) 次に、議案第29号 平成31年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番(村山良夫君) 私は、議案第29号 平成31年度国保京丹波町病院事業会計予算に反対の立場で討論をいたします。

本予算について平成30年度予算でも500万円の黒字が見込まれておりました。ところが、決算では、1億2,400万円の赤字であることを指摘して、本予算はどうなるのかと質問をいたしましたところ、本予算は努力目標であるというような答弁がありました。本来、予算編成にあたっては、歳入は控え目に歳出は大目に見積るのが基本であります。そうでないと健全な予算とは言えません。

一方、目標の立案にあたっては、歳入は大目に歳出は控え目に作成するのが基本であります。そうでないと安易な目標を立てて達成したとしても何の意味もないことです。

今回の予算編成にあたって、一般会計からの繰入額を意識する余り、努力目標とした予算との答弁もありました。努力目標を本年度予算として審議することすら私は異常であると思いました。

よって、私は、予算特別委員会の採決には加わず退席をいたしました。

再度申し上げますが、このような過程で編成された予算は、審議・決裁をする前の問題であることを指摘して、反対討論といたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案にされております議案第29号 平成31年度国保京丹波町病院事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成31年度国保京丹波町病院事業会計予算は、地方公営企業法に基づく企業会計予算として提案をされております。地方公営企業法には、経営の基本は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めております。

本町の国保京丹波町病院事業は、旧瑞穂町から引き継いだ国保瑞穂病院、和知診療所、和知歯科診療所、質美診療所も含めた町内唯一の公的医療機関として大きな役割を果たしております。

今回の当初予算の特徴は、病院建設で借り入れた企業債の償還分を一般会計から繰り入れをやめたこととあります。理由として、町の財政状況が厳しいことや過去2年間で黒字であったことなどと説明もされましたが、理由にならない理由と言えます。病院運営が黒字であれば、医師確保や医療機器や施設の充実に活用し、検査などをもっと充実して患者の期待に応えるべきです。それが病院運営や経営に大きく影響すると思います。

また、財政が厳しいとして、本来行うべき一般会計からの繰り入れをやめることは、公立病院としての運営の原則を崩すものと言えます。本来、病院建設のために借り入れた借金の償還金は、公立病院の果たしている役割や担っている責任からも一般会計から繰り入れて償還すべきです。

また、過去2年間黒字であったから当初予算での繰り入れをやめるという考え方は、公営企業会計としての運営、財政規律の面からも今後に大きな不安を持つものであります。決算の時点で黒字であれば、黒字分は医療政策としてどう生かすのか。町民の期待にどう応えるのかなど、住民目線で検討するのが行政としてとるべき道筋であること。

また、町長の目指す健康の里づくりにつながることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 平成31年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第33、議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長（篠塚信太郎君） 次に、議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

京丹波町水道事業会計予算は、地方公営企業法に基づく企業会計予算として提案をされました。地方公営企業法には、経営の基本は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めております。

本町の水道事業は、丹波瑞穂地域の統合事業、和知地域では統合整備事業に取り組んでま

いました。丹波瑞穂地域は、山林化が進む開発団地も含めて5,000人の増加がある。また、町内にある11の事業所と開発された工業団地から新規の増量要望が日常で約5,000トンある。生活用水や事業所用水量を合わせると、丹波と瑞穂地域だけで1万3,723トンの水需要があるとして、平成4年度から畑川ダム建設に取り組んできました。

しかし、丹波瑞穂地域で平成30年には1万4,260人の人口が不足し、1日に水が5,000トン不足する。町内の11の事業所から新規に1日5,000トン。この水要望があるとして、人口動態も企業の実態も十分な調査もしないで進めてきました。一度決めた方向はやめられない公共事業の最も悪い事例です。責任者ははっきりしているのに、責任をとる人が誰もいないということになっております。

京丹波町の人口は、合併時が1万7,939人、平成31年3月時点で1万4,000人余りとなっております。合併後約14年間で3,700人余りも人口が減少しており、大幅な人口の減少からも十分な将来見通しもなく、また、見直しもしなかったことから、ダムありきで進められてきたことは明らかです。

丹波高原地帯は、長年水不足に悩まされて山水や伏流水などの確保とあわせて、瑞穂地域では水原と下山に新規水源として9,100トンを取水しました。既存の施設の改修や改善などを計画的に行えば、安心しておいしい水を十分賄えることは事業実績からも明らかになっています。

あわせて、有収率、また、有効率、これをしっかり確保する対策を講じるが必要なことは言うまでもありません。水確保を畑川ダムに依存する方法ではなく、畑川ダムは洪水調整を目的にして、既存の施設の維持管理をもっと重視すべきです。

一般会計では、毎年ダムの周辺整備事業の計画策定委託料が計上されていますが、維持管理費用や利用者の見通し、規模や建設費用も含めてあらゆる角度から十分検討し、町民にとって今本当に必要な施設なのか。また、将来も含めて必要性を再検討すべきです。

平成29年度から地方公営企業法に基づく企業会計として出発をしましたが、経営に基本に定めているように、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めております。本町は、高齢化でひとり暮らしが一層進んでいます。現在、10トンの基本水路の見直しも含めて水道料金の引き下げに取り組むべきです。飲料水は、住む上に欠かすことのできないものであります。ですから、民間ではなく、自治体が責任を持って給水事業を行っているのであります。水道事業は、まさに健康の里づくりそのものです。

しかし、水道の開栓手数料が1回3,000円、開栓手数料も1回3,000円と高額に

なっております。引き下げを求めても見直しはできないとしておりますが、近隣市町の10倍です。住みにくい町になっているのです。高齢化が進み、空き家が増加する中で、行政側の目線ではなく、住民の目線から大幅に見直すべきです。本年も強く引き下げを求めるものであります。

また、水需要見通しのない多額の設備投資のつけを受益者負担として、水道料金の引き上げなどで負担を住民に押しつけることは絶対にすべきでないことを指摘して、反対討論いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○14番（梅原好範君） ただいま上程されております議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算につきまして、私は賛成し、強く推進を求めて討論を行います。

まずもちまして、記憶にも生々しく残っております昨年の甚大な災害時におきましては、24時間365日対応していただいております職員の皆様の昼夜を問わぬ大変なご努力のもとで、早期の復旧が叶いましたことに改めて感謝を申し上げます。

そのような経過を町民、行政ともに分かち合う中で、来年度の当初予算にはこうした災害を未然に防ぎ、さらに減災を目指す耐震管への改善事業を推進させるとともに、不測の災害発生時の復旧に対応する費用が計上されております。我々は、悲惨な災害を忘れることはありません。安定したライフラインを継続させ、さらなる安心・安全が住民の皆様に届くことを切に願い、本予算に賛成いたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩します。午後1時15分までとします。

休憩 午後 0時01分



再開 午後 1時15分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第34、議案第31号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第34、議案第31号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 3点お伺いいたします。

45ページです。商工費なのですが、一番下段の2段目なのですが、施設維持管理委託料の内容、そして、その下段の作業委託料の減の要因をお伺いいたしますのと。

次、49ページですが、消防費の18節、備品購入費で、防災備蓄備品の減の要因をお伺いいたしますのと。

日限の管理対策についてお伺いするのと。

また、備蓄の目標の何%までがこれで備わっているのか。その点お伺いいたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、45ページで商工観光課の分の作業委託料のマイナス41万9,000円ですけれども、これはロケーションオフィスのホームページの更新等をする予定をしておりましたけれども、ロケーションオフィスの担当職員で、ホームページの更新が可能になりましたもので、減額をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 49ページの消防費、4目の防災費の関係でございますが、消防防災の備蓄備品の減ということでございます。これにつきましては、本年度、7月豪雨等の災害等がありまして、その関係で防災の備蓄物資等が多く出ることから、補正によりまして事業費を計上させていただいておりますけれども、最終的に備蓄品の計画と保有の精査をいたしまして、残りました部分と申しますかそういったところを今回減額をさせていただいております。

それから、備蓄物資につきましては、年次的に更新を含めて購入を予定をしております、その計画にしましては、今、計画の量が充足をしております、年数の来るものについて随

時更新等を行っているという状況でございます。

管理につきましては、それぞれ本庁なり両支所におきまして保管をしている状況というところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 失礼いたしました。

観光費の施設維持管理委託料の増額分でございますが、質志鐘乳洞公園の入園者が若干増えましたので、その分について増額したものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 防災備蓄品なのですが、日限の管理委託、日を決めてとか年に何回か日限の管理をこの日にしてるとか、日常的に日限の委託はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 消費期限等がございます備蓄物資でございますけども、期限を迎えます物資等につきましては、特に例年実施しております、例えば避難訓練でありますとかそういったところでの活用を念頭に置いて、そこで一定の調整を図っているという状況でございます。

なお、水等につきましては、年数が参りましたら残ったものについては処分をしておりますし、活用ができますものにつきましては、そういった訓練等の折にも活用をしたりということで、今そういう運用をしているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 申しわけありません。大変失礼なことお聞きするんですが、防災備蓄品は何日までの日限がこれだけという、ペーパー的に残しておられる管理もされているのかどうか。また、そうしていただくことによって、現地に行かなくてもペーパーでわかると思いますので、その辺の管理をまたできるかどうか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 管理につきましては、台帳とまではいきませんが、物資の数、それから保存期限の書いたものによりまして、紙ベースでの管理を手元でしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 2点ほどお伺いします。

37ページです。衛生費の款、保健事業費の中で委託料が1,094万7,000円減額となっております。検査・健診委託料なり特定健診委託料がそれぞれ減額となっておりますが、その理由をお伺いしたいのと。

もう1点は、33ページの老人福祉費の中の委託料であります。その中の食の自立支援サービス事業の委託料150万円増額となっております。これは配食サービスだと思うんですけども、対象になる人数が増えたのか、それともこれまで週1回のが2回になったとか回数が増えたのか、その増えた原因をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、保健事業費の関係の検査・健診委託料の関係でございますけども、これにつきましては、がん検診であったり基本健診等の分が主でございます。当初の計画しておりました人数よりも人数が少なかったということで精査をさせていただいた部分でございます。

もう1つの特定健診委託料につきましても、当初の見込みよりも受診される人数が少なかったということで精査をさせていただくものでございます。

続きまして、食の自立支援サービス事業の関係でございます。この人数につきましては、当初の見込みよりも若干ではございますが人数自体は減っております。ただし、1人当たりが利用されます食数が増えておりますので、そういったあたりで増となっております。例えば言いましたら、これまで週1回とか2回のご利用であった方が、例えば毎日型とかそういうふうに回数が増えておるといふことでの増額とさせていただいております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） ただいまの33ページの配食の件は、1人当たりの回数が増えたということでありまして、1食当たり幾らの個人負担となっているのかお伺いしたいのと。

それと、先ほどの37ページの保健事業であります。それぞれ当初よりも減ということでありまして。特に、特定健診等の委託料も大変減っておりますし、やはりそういった当初の見込みと受けられる方が減ったという原因はどのあたりにあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） まず、食の自立支援サービス事業の関係の個人負担でござい

ますけれども、1食500円ということでお世話になっております。ただし、副食のみの場合でしたら、400円から450円の間ということでさせていただいてるところでございます。

続きまして、健診等の人数等の関係でございますけれども、当初予算につきましては、平成29年度の実績をもとに、そこから増える見込みということで1.05を掛けた人数を当初出させていただいたわけでございますけれども、実際的に実績といたしましては、そこまでも至らなかったというようなことでございます。母数となります人数の関係もでございますけれども、1つには、平成29年度につきましては、通常、健診のご案内をさせていただいた後に、秋の追加健診ということで追加の検診を入れさせていただきました。そこで受診いただいていた方が受診いただけたということで、追加健診というのはこれまで5年に1度させていただいてたところでございますが、そういった関係でございます。

ただし、平成29年度は、これまでの日曜健診1回と秋の追加健診をしたわけでございますけれども、平成30年度からは日曜健診を最初から2回設定をさせていただいて、やはり昼間お仕事等で受診されにくい方等の受診率の向上等を図らせていただいたのと、やはり、1回の日曜健診では人数も増えておりますので、そういった形でさせていただいたわけでございますけれども、その中で平成29年度と平成30年度を比較しまして、特定健診の人数は減っておるわけでございますけれども、逆にがん検診のみの受診については、平成29年度よりも人数的には増えておるといような状況でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 何点かお聞きしておきたいと思うんですが、1点目は、歳出の41ページですが、負担金補助及び交付金の中に捕獲個体埋設助成金というのが減額で83万2,000円になっております。当初は、100万円の予定をしておったと思うんですが、具体的にその助成を受けるところが少なかったということになるんですけれども、当初見込みとの違いというのはどこでこれだけの減額をすることになったのか、伺っておきたいと思えます。

また、何か所、捕獲の個体埋設場所ができたのか、地域も含めて伺っておきたいと思えます。

それから、42ページですが、農地費の中にため池改修が予定をされておりましたが、今回、2,097万4,000円、全体では2,158万5,000円の減になっておりますが、当然、当初予定しておったと思うんですが、具体的に減額する理由について伺っておきたいと思えますし、今後については、予定しておったため池改修の箇所についてはどう

というような対応をとということになるのか、伺っておきたいと思います。

それから、商工費の46ページなんですけども、償還金の利息及び割引料の中で、国・府の支出金等の返還金が1,175万8,000円という減になっておるんですが、この明細の中では、京丹波味夢の里の管理運営事業費ということで1,265万8,000円あるんですけども、ホテルの関係で国に交付金の返還をしなければならないということだと思っておりますけども、当初の予定と減になった理由、面積とか単価という問題もあろうかと思っておりますけども、その理由について伺っておきたいと思います。

それから、47ページの土木費の水資源開発対策費の中で、測量設計監理業務等委託料というのが300万円減になっております。周辺整備の関係という説明もあったと思うんですけども、具体的にダムの関係で周辺整備、当初からいろいろ言われておるわけでございますけども、実際、財源確保の問題も含めて見通しはどうかということと。そこに周辺整備事業として取り組むことが、今、本当に必要なかどうか、その辺は検討されているのかどうか、あわせて伺っておきます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、捕獲個体埋設処分の補助金でございますけれども、当初、農家組合長会等でも各集落に周知のほうを行ったわけでございますけれども、本年度につきましては、2カ所が実施をされたということでございます。場所については、現在手元に資料がございませんので、また後ほどお答えしたいなというように思っております。

それから、農地費のため池の工事の関係でございますけれども、当初、稲荷池の改修になるわけなんですけども、擬木柵を新設をする予定であったんですけども、現在ありました擬木柵がそのまま活用できたということで、工事費のほうを減額をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 46ページの国・府支出金等の返還金でございますけれども、当初4,800万円を予算化をしておりますして、実際に詰めていく中で返還する額が3,624万1,721円で、その差額の1,175万8,000円を減額をさせていただいているところであります。減額になりました主な理由でございますけれども、駐車場が減りますことから、その駐車場の代替といいますか交換的な措置ということで下の駐車場、府道側のところに位置をするというようなことで多くの減額が生じたということでもございますし、あと構造物の部分では、経年劣化によります排水・電気設備、舗装等の減額等々の精査によ

るもので、返還金の額が少額になったということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 47ページの委託料につきましてですが、一般質問でも答弁のほうを町長のほうが申しましたが、平成30年度につきましては、京都府の南丹広域振興局、南丹土木事務所に過去に経緯と事業実施に向けた補助事業の確認、また、財政支援等のお願いに行きましたが、具体的な事業実施には至っていないという状況で、見直しにつきましては、現在のところ、事業の見通しとしてはないような状況でございます。

また、建設当時に地元と旧丹波町、また、京都府と協定ということで、締結されている中で周辺整備のことも書かれておりますので、また、地元の要望等もございますので、今後の活用につきましては、協議会も含めまして協議のほうをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 引き続きお尋ねしておきたいと思うんですけども、1つは、先ほど答弁いただいた埋設の関係なんですけども、2カ所ということなんですけども、具体的に何カ所を今年目標にということではなしに、地元から要望があったらそれに対応するという考え方なのか、ちょっとその辺の基本的な考え方はどういう考え方で取り組んでおるのかということです。最終的に広域的な処理のことも言われておるわけでございますので、その辺も見通しとの関係もあろうかと思えますけども、あくまでも埋設というのを中心ということになっていくのか。広域的な処理の方法というのをもっと重点的にやってもらっておると思うんですけども、その辺の兼ね合いといいますか、埋めていくと結局は満杯になるとまた新たなところをつくらなければならないということになるわけでございますけども、その点についてはどのような考え方、また、広域的な処理の方法についてもあわせて伺っておきたいと思います。

それから、ため池の関係なんですけども、擬木柵を予定していたけども、現在あるものということなんですけども、当初の予定ですね。2,000万円からの金額を減額するというのは、相当、規模的にも、稲荷池が大きい池でございますので、擬木柵ということだったと思うんですけども、当初の時点で今ある擬木柵が十分使えるというような確認をされていなかったのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

それから、47ページでございますが、道路新設改良費の中の委託料が900万円減額になっております。あわせて、道路改良工事ということで900万円増額になっておるんですけども、委託料の減というのはどういう理由なのかということと。道路改良の追加分という

のは新たなところなのか。延長を延ばしたということなのか。何路線が工事の中に入っているのか、伺っておきたいと思います。

それから、48ページの土木費の住宅管理の関係でちょっとお尋ねしておきたいんですけども、1つは、町営住宅の除却工事で987万3,000円ということで、次年度へということになっておるんですけども、具体的には実施できなかった理由はどういうことであったのかということと。

それから、住宅の耐震改修事業というのは510万円減になっております。また、地域再建被災者住宅等支援補助金も550万円減になっているんですけども、具体的には、当然、当初そういう見込みを持って予算化されたと思うんですけども、それが実施できなかったという理由というのはどういうことなのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、埋設の補助金のございますけれども、先ほど答弁できませんでした部分については、中畑地区と小野地区のございます。埋設の考え方なんですけれども、いわゆる町の設置しておりますおりの処分等も考えまして、やはり行政だけではなくて、地元の住民の方にもご協力をいただこうというようなことで、行政と猟友会と住民の方が一緒になって有害鳥獣の取り組みについては行わなくてはいけないということで、今年度ですけれども、約20地区を目標としまして予算立てをさせていただいたところのございます。そうした中で、今年度も周知を図ったところでありまして、結果といたしまして、2地区からの要望があったというようなことになっております。

議員からもただいまありましたけれども、広域的な処理につきましては、今後も近隣市町と調整をとりながら進めてまいりたいというように考えておるところのございます。

それから、もう1点のため池の改修の擬木柵の関係のございますけれども、当初設計の段階では新しく更新をさせていただいて行う予定としておりましたが、解体等の関係でもまだうまく活用ができるということで、コストを下げるために従来あったものを活用をしたということのございます。

以上のございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず初めに、道路新設改良の900万円の委託料の減額につきましては、町道3路線の事業精査によりまして減額をするものでありまして、それに伴いまして工事費の900万円につきましては、社会資本整備総合交付金事業の事業精査を行った結果、町道蒲生野中央線の工事費を増額するものです。

48ページの町営住宅の除却工事につきましては、町営住宅の篠原団地の設計及び除却のほうを予定しておりましたが、建物の図面等がなかったため、調査設計に期間を要したため、年度内発注ができなかったために減額するものです。平成31年度に改めて予算計上のほうをいたしております。

続きまして、負担金の関係で、木造住宅耐震改修補助金の510万円の減額理由につきましては、当初本格改修3戸、簡易改修2戸、耐震シェルター10戸を見込んでおりましたが、実績といたしまして、本格改修1戸、簡易改修1戸となったために補正するものです。

地域再建被災者住宅等支援事業補助金の550万円の減額理由につきましては、平成29年台風21号及び平成30年7月豪雨による被災住宅の再建支援のために予算計上しておりましたが、年度内の見込みにより精査のほうをいたしております。年度内の見込みといたしましては、2月末現在で12件で、今のところ補助金のほうは491万円ということになっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 47ページの道路維持費であります。6,494万8,000円予算化されて、今回、70万円の減額ということであります。この維持費の中にもいろいろと事業があると思うんですけども、今回の補正は除雪機具の関係ですが、例えば道路維持と住民の安全を確保するため、集落と集落の間に真っ暗のために街路灯を建設というか、そういう事業というのはこの事業ではされないのか。防犯灯なんかは各区が要望して出されておりますけれども、そういう区と区の中の維持管理事業というのは実施がされないのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 道路の関係でいいますと、危険箇所とか、橋梁とか、そういった一定の基準に基づいて設置することはできますが、途中の道が暗いということだけで街路灯をつけるとかそういうことはできないので、防犯灯等の補助金を活用いただいて設置のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田均君） 先ほどの埋設の関係でもう一度お尋ねしておきたいんですが、実際、私らの地域でも埋設場所を探す場合に、どうしても民家から離れたところとか、できるだけ行きどまりのところとか、そういうところを探すわけがございますけれども、なかなか条件に



合うところが難しい。といいますのは、軽のトラックが行けるところでないと、埋設物を持っていけないということもございます。そういう関係で行きますと、20地区を目標にしていたということもございますけれども、具体的にそういうことを1つ1つ見てみますと、なかなか場所を設定するというのは非常に難しいというように思うんです。だから、行くためには、例えば仮設の道をつくって、そういうところに場所をつくるということも含めて考えないと難しいと思うんですけれども、やはり、そういうことは、あくまでも埋設がそこでいっぱいになれば、また次のところを探さないといけないわけでございますので、今もありませんけれども、近隣市町と調整ということもございまして、やっぱり広域的な処理ということをもっと力を入れて進めていかないと、なかなか町内での埋設場所をつくるというのは非常に困難な面もあると思うんですけれども、その辺はどのように考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 埋設の関係でございますけれども、地元の方にもご努力をいただかなければならない。町としましても、早期に広域的な部分も建設も近隣市町と調整をしていかなければならないということで、現在も南丹市と調整を図りながらどういった施設がよいのかということで検討もさせていただいております。

また、処分の方法といたしまして、現在では、国のほうも進めておりますけれども、ジビエ利用で活用していくというようなことから、その施設に持ち込むということも可能となっておりますのでございます。

いずれにしましても、1つの町でそういった処理施設をつくっていくというのもなかなか経費的にももったいない部分もありますので、今後とも隣町と協議をしながら進めてまいりたいというように考えております。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

議案第31号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決す

ることに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第32号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第35、議案第32号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 7ページの歳出にかかわってお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、基金の関係ですけども、補正で1,410万7,000円を追加をして、最終に9,398万円の基金積み立てをするというようになっております。最終的に基金残というのは3億2,000万円余りになると思うんですけども、基金の金額ですね。これまでからいろいろ言われてきた経過もあると思うんですけども、具体的に基金が多かったら多いというほうが良いという考え方もありますが、国保の運営上、療養給付費の割合で一定の数値を示された時期もあったわけですので、その点についてどういう見解を持っておられるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 基金残高につきましても、どれぐらい保有しているかというのは議論されてきたところでございますが、ご案内のとおり9,300万円余り、今回、積み立てということでございます。いわゆる貯金でございますので、あればあるほどそれにこしたことはないんですが、それをどのように活用していくかが問題でありまして、今後、その部分につきましても、当初予算でも申し述べさせていただきましたが、資産割等も含めまして、今後、基金の使い方を含めまして検討していきたいというふうに思います。具体的に何%というのはあったように思いますが、ちょっと今覚えてませんのでお許しいただきたいと思えますが、そういった考え方で基金のほうを積み立てなり活用の仕方が重要になってくると思えますので、そういったあたりも含めまして今後検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと古い資料なんですけど、93年度に名前も変わっておりますが、厚生省の国保予算編成方針というのが示された中で、過去3年間の療養給付費総額の5%というのが1つの基金の基準というのを示されております。過去3年間といいますと、27、28、29年度ということで、療養給付費総額を見てみますと、41億9,348万7,871円ということになりまして、これを3で割ると1年の平均が出るわけですが、これに5%を掛けますと、6,989万1,465円ということで、大体7,000万円が1つの国が以前示しておいた基金として、これは課長からもありましたけど、病気が蔓延するとかいろんな緊急にそういうことが起こった場合に対応するために、そういう場合の基金は持っておいて、そういうときにこの基金を充当するという緊急の場合、そういうことの1つの考え方だと思うんです。ですから、そういう面から言うと、平成30年度見込みですけども、3億2,600万円の基金ということからすれば、7,000万円からすれば、相当多くの額をためているということになりますので、やっぱりそれは今もありましたけども、国保税の引き下げとか、今いろいろ問題になっております多子世帯の子どもの均等割を見直すとか、そういうようなことにももっと還元をして基金を活用すべきではないかと思うんですけども、その基金の考え方を調べましたら、そういうようなことが示されておりましたので、そういう1つの基準を持って、貯金であるから貯めるほどいいんだということではなしに、あくまでも被保険者が納めたものでございますので、そういう考え方に私は立つべきだと思うんですけども、ちょっと改めて基金の考え方について伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほども申しましたように、決して貯めるばかりということではなしに、いかに有効的に活用するか、どこに投入していくかということ。使うほうもなかなか見込むことが難しい状況でございますので、そのあたりとも兼ね合いをシビアに見込みを立てて、今後活用していきたいというふうに思いますし、そのバランスがなかなか難しいわけですが、両方の出るほうと入るほうのバランスを考慮しながら基金を有効に使ってきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう1点伺っておきたいんですけど、応益・応能の関係で資産割が今までから私も税ということから言うと二重取りだということをおっしゃったんですけども、以前、応益・応能の割合を、今は5対5なんですけども、4対6にするとかという形で資産の割合を負担割を減らして、そういうようなことを所得を中心にした保険税の体制ということも、以前、そういう実施をしている市町村もあったわけですが、国が5対5と

いう指導の中で、そういう方向に今はなっておるわけでございますけども、3方式、4方式の関係で行っても、そのような見直しをしながら3方式だったら3方式に移行していくということも考えていかないと、一気に4方式から3方式ということにしますと、これまでから説明されておりますように、一気に資産割に負担がかかってくるということもございますので、やはりそういう段階的な見直しというのも考えていく1つだと思っておりますけども、そういうことについての考え方があれば伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ご案内のとおり、4方式でございますと、応能・応益割フィフティ・フィフティということでございます。その中で細かく言いますと、応能割にも所得割、資産割がありまして、それぞれ100分の40なり100分の10、応益でございましたら均等割、平等割で100分の35なり100分の15ということで、こういう配分になっておるわけでございます。

しかしながら、平成30年度につきましては、京都府が出しております運営方針にも明記してあるわけでございますが、保険料の賦課総額の標準割合が定められていた50対50ということでございます。平成30年度からは府が算出して示す標準的な保険料率を参考に、各市町村が按分割合を決定する方向になるというような明記もしてあります。このあたりも含めまして、先ほどのお話にも関係してくるわけでございますが、今後ともそのあたりも含めまして協議し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案にされております議案第32号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、1,061万2,000円を追加するものですが、その内容は、年度末を控えて各事業の精査が中心となっています。その中で、基金に繰り入れる1,410万7,000円を増額し、9,398万円とするものです。国民健康保険制度は、憲法25条に基づく社会保障の制度であり、その趣旨からも被保険者が自営業者や非正規の労働者、農林業者など圧倒的多数が低所得者です。所得200万円以下の加入者が90%を超えているのが実態です。その中で、平成30年度で9,398万円もの基金繰り入れは納得できない

のが被保険者の気持ちです。高過ぎる保険税を引き下げることが必要です。1世帯1万円で2, 228万円、1人当たりでも3, 620万円のできるのです。また、生まれた途端にその子どもにも大人と同じ均等割が加算されるのです。まさに人頭割です。これでは子育て支援の施策と矛盾するものです。こうした不合理な内容を見直すことはやる気さえあればできることであります。実際に全国の自治体の中でも実施する市町村が増加してきてます。健康の里づくりの立場からも取り組むべきです。国保会計の基金は平成30年度末見込みで3億2, 654万2, 000円あります。その一部を充てることで十分に引き下げが可能です。まず、できることから実施していくべきことを強く指摘するものであります。もちろん国保制度は新国保法第1条で国保を社会保障及び国民保険のための制度と規定し、第4条でその運営責任は国にあると明記しています。この立場から、もともと実施していた国負担医療費の45%を負担する制度に戻すことが必要であることは当然であります。この点も指摘して反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） ただいま上程の議案第32号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

本会計補正予算は、既決予算に1, 061万2, 000円を追加し、総額19億9, 589万3, 000円とするものでございます。年度末最終予算調整として補正するもので、平成30年度も順調に推移した中において、補正の特に大きなものは基金積み立てに1, 410万7, 000円を追加計上したことが上げられます。厳しい国保会計にありまして、経費節減とともに、予防健診活動に努力された賜物であると思います。基金の活用、取り崩しについては、国保会計の状況を見ながらの運用という中で、慎重に検討をされたいというふうに思っております。いずれにせよ、今後も引き続き健全財政に努められ、保険税に配慮された運営に取り組んでいただけるよう求めまして、賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

議案第32号 平成30年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第33号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第36、議案第33号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○4番（東まさ子君） 歳入の保険料であります。平成31年度の特別会計のところでもあったと思うんですが、特例軽減が平成30年度で終わるということであります。9割軽減、8.5割軽減がされておりました。9割軽減は幾らになっていたのか。また、8.5割軽減は幾らになっていたのか。そして、これが7割軽減になりますと、7割軽減は幾らで、なくなってしまうと最終的に保険料というのは何倍になるのか、あわせてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） まず、9割軽減と8.5割軽減が対象になってきます。

まず、所得割額の軽減は平成30年度で廃止ということになりました。今回の分につきましては、均等割額の軽減ということでございまして、まず9割軽減につきましては、平成31年度4月から9月までは9割、10月から3月までは本則のとおり7割ということにはなるんですが、その2割分が急激の緩和を図りまして通年で8割ということで推移します。8.5割軽減につきましては、平成31年度は変わらずということでございますし、平成32年度につきましては、9割軽減は本則のとおり7割ということになります。8.5割軽減につきましては、平成32年度4月から9月までは8.5割で、10月から3月までは7割ということでございまして、9割軽減と同じく平均で7.75割が軽減されるというふうに、その年は緩和された措置をとるということでございます。

そういったことによりまして、この間も申し上げましたように、約300万円弱ぐらいが影響が出てくるのではないかというような試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 今、課長のほうから答弁いただきました。

現在は、9割、8.5割軽減がきいており、7割軽減は年間1万4,367円となっております。9割軽減でありますと、年間4,789円でありますし、8.5割軽減でありますと、均等割が7,183円、年間の保険料となっております。これが経過措置があるとはいえなくなってしまうと、2倍、3倍の保険料が加入者の皆さんに係るということを申し述べさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 歳出の4ページでお尋ねしておきたいと思うんですけども、一般管理費の備品購入費で78万5,000円の減額にしておるんですけども、当初の備品の見込みと減額になっておるわけでございますので、内容等について減額の理由を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほど来も制度改正のことを申し述べましたが、そういったあたりのシステムの整備に係る備品の購入でございます。パソコンでありますとか、それに付随したプリンターでありますとか、1基につきましては、本庁分につきましては、連合会のほうから貸与されるわけでありましたが、支所分につきまして2基分、その分は各市町で準備しなければなりません。そういったところの契約は一括にされるわけですが、その分で入札残ということでこの一般備品の購入費78万5,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

議案第33号 平成30年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第34号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第37、議案第34号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

議案第34号 平成30年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（4号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第35号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第38、議案第35号 平成30年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 歳入の4ページで伺っておきたいと思うんですけども、今回、諸収入の雑入で支障物件の移設補償費というのが400万円減額になっております。当初の見込みと違って来たということだと思っておりますけども、補償費ということでございますので、いろんな条件が変わったということかもしれませんが、その内容について伺っておきます。



○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 今回、補正の減額を400万円させていただきました支障物件につきましては、高屋川の河川改修に関連します藤ヶ瀬橋を現在京都府のほうにおきまして改築をいただいております。その関係で、今回、補償物件にマンホールポンプの制御盤と橋が架け替わりますので、その移設に伴います圧送管の仮設を計画しておりました関係で補償費のほうをいただくこととなっておりますが、事業費の精査によりまして、同じ機能を持った仮設は終了しましたが、事業費が減額になったことに伴いまして、物件補償費のほうも協定に基づきまして減額させていただいたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

議案第35号 平成30京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第36号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第39、議案第36号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

議案第36号 平成30年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第37号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第40、議案第37号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

議案第37号 平成30年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４１、議案第３８号 平成３０年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第４１、議案第３８号 平成３０年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第３８号を採決します。

議案第３８号 平成３０年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第３８号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４２、議案第３９号 平成３０年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第４２、議案第３９号 平成３０年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これでは討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

議案第39号 平成30年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第40号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第43、議案第40号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これでは討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

議案第40号 平成30年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第41号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第44、議案第41号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これにて討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

議案第41号 平成30年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第42号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第45、議案第42号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 収益的支出の4ページでお尋ねしておきたいと思うんですけども、手当のところ、宿直員の欠員で職員がカバーをすることでこの手当の中に含まれておるという説明があったと思うんですけども、現在では宿直員というのは確保できたのか。また、4月からはそういう体制ができるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 京丹波町病院の宿直員の方ですけども、1月末から確保できておまして、2日に1回勤務いただいております。ただ、いきなり1人で業務をこなすということができませんので、補助的に我々事務員がついておまして、2人1組で今日まで

来ております。3月からは1人で業務いただくようになりまして、曜日によりまして朝の忙しいときだけ、また私たち早朝に出てきまして、一緒に業務のお手伝いをしているということと進んでおります。4月からは1人立ちしていただく予定でございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

議案第42号 平成30年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第43号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第46、議案第43号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

議案第43号 平成30年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第47、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第47、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） それでは、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を行います。

平成31年4月1日からの本町の行政組織の一部改編による京丹波町課設置条例の一部改正に伴いまして、新旧対照表でお示しのとおり、京丹波町議会委員会条例第2条第1項に規定する各常任委員会の所管課のうち監理課を削り、第1号に規定する総務文教常任委員会の所管課のうち、企画政策課を企画財政課に改め、第2号に規定する産業建設常任委員会の所管課のうち、商工観光課をにぎわい創生課に改め、第3号に規定する福祉厚生常任委員会の所管課のうち、子育て支援課をこども未来課に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、発委第1号を採決します。

発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48 閉会中の継続調査について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第48 閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会、議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に附議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成31年第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会します。

閉会 午後 2時29分



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 谷山 眞智子

〃 署名議員 西山 芳明